

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。次条において「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書等)

第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認申請書を併せて提出しようとする建築物で、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合 当該適合判定通知書又はその写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合 市長が別に定める図書
(軽微な変更に関する証明書)

第3条 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更該当していることを証

する書面の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）に必要な書類及び図書を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る内容が省令第44条の軽微な変更該当していることを認める場合には、軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第4条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請取下げ届（様式第3号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の副本に承認印を押し、申請をした者に返却するものとする。

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、低炭素建築物新築等計画の認定又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定（第7条においてこれらの認定を「認定」という。）をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第6条 認定建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第5号）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定により前項の報告以外の報告を求められたときは、状況報告書（様式第6号）に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（取りやめる旨の届出）

第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（様式第7号）の正本及び副本に認定通知書（低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた者にあつては変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の副本に承認印を押し、認定建築主に返却するものとする。

（取消しの通知）

第8条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定を取り消す旨の通知書（様式第8号）によりその旨を認定建築主に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日
- 3 低炭素建築物の位置

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容がわかる図書を添えてください。

様式第2号（第3条関係）

軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

様

さいたま市長



下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更
に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号

第 号

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日

年 月 日

様式第3号（第4条関係）

低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請取下げ届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

次の低炭素建築物新築等計画の（変更）認定申請を取り下げたいので、届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画（変更）の認定申請受付番号 第 号
- 2 申請年月日 年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	承認欄	処理事項

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第4号（第5条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 閣

別添の（変更）認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日 受付番号 第 号
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しない理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士等

【資格】（ 級）建築士（ ）登録第 号

【住所】

【氏名】 ⑩

【建築士事務所名】（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名 称
所在地

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

状況報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

設計者氏名

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則低炭素建築物の新築等の
状況について次のとおり報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日
- 3 低炭素建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 報告の内容

様式第7号（第7条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定建築主の氏名又は名称
- 5 取りやめ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	承認欄	処理事項

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第8号（第8条関係）

認定を取り消す旨の通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、次の建築物の認定低炭素建築物新築等計画についてはその認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 認定番号 第 号 認定年月日 年 月 日
- 2 認定建築主の住所
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定取消し理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。